

19世紀末朝鮮の自主と独立

朱 鎮 五

I .はじめに

19世紀末朝鮮の国際的地位の問題は、当時の日本の朝鮮政策を規定する根幹を成し、日清戦争の根拠にもなった。従って近代史はもちろん、前近代史の理解においても核心的な要素の一つであると言える。そしてこの問題については、その時代にも熾烈な論戦の対象だったが、その理由は、当時朝鮮が直面していた複雑な国際関係の反映でもあるが、同時に伝統的概念と近代的概念の錯綜に由来して生じた混乱であるとも言える。

ところでこれまで日本と中国の学者は、朝鮮時代の韓中関係の形式と史料の用語表現にのみ意図的に執着して、朝鮮の実際の自主性を黙殺し、中国への従属性ばかりを強調してきた。日本の学者らは、日清戦争によって、初めて朝鮮が中国から独立的な地位を得たと主張することで、日本の朝鮮侵略を美化する方便とする傾向があった。そして伝統的に東アジアの典型的な外交形式となっていた朝貢一冊封の慣例や皇帝への称臣の表現ばかりを強調し、現代的意味の植民地的な性格として規定する場合もあった¹。

特に朝鮮は1637年に戦争で降伏し、清への服属を約束したため、朝鮮初期の対明関係とはやや異なる特性があった。このことが中国側の資料で朝鮮を「属国」と表現する理由でもある。しかし「属国」という表現は朝鮮前期の明代にもしばしば使用されていたものであるため、この用語が朝鮮後期韓中関係の基本的な性格を決定するものではない。より重要なことは、韓中関係の実際の内容であり、東アジア国際秩序の中での朝鮮の地位についての認識である。

たとえば朝清関係は外交文書の修辞や使行の回数のような形式論理に縛られ、朝鮮が清の実質的な従属状態にあったと単純に評価できない。19世紀前半期、朝鮮は朝貢体制の形式に忠実に従いながらも、使行貿易からの利得を取ることができ、辺境紛争を緩衝させる空閑地帯を維持するために、多方面の努力を繰り広げたためである。従って前近代の朝清関係を朝貢体制という形式論理で単純化して、外交主体である朝鮮の存在を排除し、最終的には日本による朝鮮開国の施恵性を強調しようとする論旨は、再検討され、警戒されるべきである²。

ところで、すでに第一期韓日歴史共同委員会でも朝鮮の国際的地位についての議論があった。当時

¹ 李迎春「『同文彙考』の編纂と朝鮮後期の対清関係の性格」『韓日関係史論集』第16巻、景仁文化社(近刊) (이영춘 「『同文彙考』의 편찬과 조선후기 对清關係의 성격」『한일관계사논집』16、경인문화사)。

² 李哲成「19世紀前半期朝清外交関係の特性」『韓日関係史論集』第16巻、景仁文化社(近刊) (이철성「19세기前半期 朝清外交關係의 特性」『한일관계사논집』16、경인문화사)。

日本側では、①朝鮮が勅使、朝貢使、国境貿易に見られるように清の従属下にあった、②政教禁令が自主であると言っても、越南と異なり朝鮮は拘束が強い自主だった、③日朝修好条規での日本の意図は朝鮮を冊封体制から独立させて朝鮮との間に近代国際法に基づいた条約関係を樹立しようというものであった、④甲申政変は清からの独立を志向していたので独立運動であると言える、⑤結局朝鮮が近代化過程に進入するのは日清戦争によってである、と主張した³。そして清の朝鮮に対する規定力が儀礼的なものではなく実質的次元のものだったと重ねて主張した⁴。

他方で日本には朝鮮の国際的地位が中国の属国で日本がこれを独立させてやったという主張もある。しかしこうした議論は中華的秩序における属国という概念を万国公法的秩序における支配と同一に理解する問題を抱えている。もう一方では、甲午改革の主導勢力が宗属関係を否定し、自主独立国路線を自主的・主体的に推進したということを認めるべきだという議論もある。

国際関係における「主権」(sovereignty)概念は、ヨーロッパで君主の世俗権力に対する教会の道徳的権威が終息する中で進展した一連の観念と理論により形成された。ウェストファリア条約(1648年)を起点に、国際関係は国家が中心的な行為者であり、全ての国家は法的に平等で、各者の主権は絶対的なものとみなす「国際体制」を形成した。分権化された国際体制は、秩序と安定を維持するため、勢力均衡原則、国際法、国際会議、外交的慣行の発展などを果たし、このような制度の登場とともに、国家間体系は共通の規範、規則、そして義務を認める「国際社会」(international society)へ転換された⁵。

東アジアの伝統的国際秩序体制は、1842年の南京条約の締結をはじめとし、東アジア諸国がヨーロッパと対外修好条約を締結する中で、新しい局面を迎えることとなった。ヨーロッパ諸国との条約締結は、単に国交通商の対象国がヨーロッパ諸国まで拡大するという国家間関係の量的变化のみならず、国家間の関係のあり方、すなわち国際秩序観の本質的変化を意味するものであるためだ。つまり、伝統的な中国的世界秩序、または朝貢体制のかわりにヨーロッパ的国際秩序を受け入れるということを意味した。

朝鮮において主権概念を受け入れるということは、まさに伝統的事大関係を否定し、ヨーロッパ主導の近代国際秩序への編入を意味する。主権概念が受容されるまで、朝鮮の対外関係は中国を中心とした事大秩序に属しており、その特徴は宗主国と朝貢国間の不平等な秩序だった。門戸開放はこのような不平等な国際秩序を「平等な」関係に置き換えることを要求していたため、その混乱は予定されていた⁶。

本稿の目標は、客観的な面から、果たして当時の朝鮮の国際的位相が何であったのか、再検証してみるところにある。この時期の国際関係はもちろん、各国の朝鮮政策も時代の変化につれて変化していたという点である。ここで重要なのは、当時朝鮮内部で認識され、対応していく実体を明確に再構成することである。

³ 原田環(2005)「東アジア国際関係とその近代化」『日韓歴史共同研究報告書』第4巻、日韓歴史共同研究委員会。

⁴ 「批評文」と「執筆者答弁」参照、前掲書。

⁵ 鄭容和(2004)『文明の政治思想: 愉吉濬と近代韓国』文学と知性社、69-170頁(정용화(2004)『문명의 정치 사상: 유길준과 근대한국』문학과 지성사, 169-170)。

⁶ 同上、171頁。

II. 日朝修好条規と万国公法体制への転換

1. 万国公法体制についての朝鮮政府の認識と対応

即位初期、高宗は伝統的な華夷概念によって、理想化された文明世界の様子とは極端に対照的なイメージで、西洋世界を理解していた。当時朝鮮全体を危機意識に包むことになった丙寅年(1866年)フランス艦隊との激戦(丙寅洋擾)をはじめ、オッペルト盗掘事件(1868年)、辛未年(1871年)の米国艦隊との激突(辛未洋擾)など、西洋との暴力的で敵対的な出会いと衝突の状況に由来するものだと言えるだろう。

ところが、1873年の親政体制樹立前後に、朴珪壽(1807–1876)と人脈と思想の面で格別な影響を受けることになり⁷、それによって清を通じた対外情報の収集に高宗自ら関与していたことがわかる。その情報を通して、結局朝鮮が時代的大勢に背を向けることで、孤立した局面に走り出しており、このような朝鮮朝廷の立場がかえって中長期的には国をさらに深刻な危機状況に追い込んでいくだろうという点を痛感することになった⁸。

高宗は、対外関係に表っていた現実的な権力関係の推移に、積極的な関心と彼なりの理解を備えており、燕行使節の報告を一方的に伝え聞くのではなく、自身の問題意識の中で彼らが見聞して得た情報を引き出そうとする姿勢を見せていた⁹。彼の質問内容を通してみると、高宗にとって中国は依然としてもっとも重要な国であるとはいえ、すでに現実的に世界の中心ではなかった。このような事実は高宗が清について持っていた「帝国(あるいは大国)としての中華」という神話化されたイメージが根幹から揺らいでおり、さらにその動搖の最中で、西洋化された日本と、強力な西洋列強が勢力を広げていっているということを高宗が感知することになったことを意味する。つまり高宗は、大院君が主導している朝鮮の排外政策が時代的な大勢を無視したもので、現実的に朝鮮が徐々に孤立する方向に状況が展開しているという危機意識と不満を同時に持つようになり、高宗のこのような状況判断は対外政策の新しい方向転換と合わせて、自ら親政を行うことを宣言するにいたる重要な契機となった。

朴珪壽はこの時国家間の関係について非常に戦略的な態度をとりながらも、それはあくまでも伝統的な道理と交隣という礼観念の延長線上に立っており、「保民意識」、つまり「為民」政治の大義の上に展開されていたことがわかる¹⁰。一方高宗は、大臣会議(1875年2月5日、5月10日)を通じて、日本側の書

⁷ これまでの議論は朴珪壽と開化派勢力間の関係、あるいは朴珪壽の思想自体に主に関心を傾けていたので、高宗と朴珪壽の関係に関してはほとんど注目しなかった。朴珪壽と高宗の関係に関しては、姜相圭「朴珪壽と高宗：文明史的転換期の苦悩する宰相と青年国王」『2007年韓国政治学会年例学術会議発表論文集』(강상규「박규수와 고종: 문명사적 전환기의 고뇌하는 재상과 청년 국왕」『2007년 한국정치학회 연례학술회의 발표논문집』)参照。

⁸ 「丙寅(=1866)年米国船舶の遭難以後、米国の使臣が繰り返し和好を懇請したが朝廷はこれを拒絶することとし、先生(=朴珪壽)が往復の文を作成したが、國家の対面を生かすためであって先生自身の意見ではなかった。門を閉じて和を拒絶したのは先生の本意ではなく、仕方なくしてだった。その時私は早く先生のそばにいたのだが、先生は嘆息し続けておっしゃるには「今の世界の事情を見ると、(中略)内治と外交の機会を逃さず力を注ぐならば、かえって自ら保存できるが、もしそうでないならば情勢に暗くなり、弱まり、亡国の道を歩むことになるのは天の道理だが誰を責められようか」。『朴珪壽全集』「允植謹按」466-467頁。

⁹ 『高宗実録』10年10月25日-11月5日。

¹⁰ 朴珪壽が、万国がそれなりの礼を持つ存在だと信じ、従って相手国の洋夷であるか否かという点が問題ではな

契を受け入れようとしたが、朴珪壽を除く大多数は慎重論の立場を取り、書契の受け取りに反対することになった¹¹。これに対して朴珪壽は大院君に再び書簡を送り、「もし我々が一砲声を発するに至れば、それ以降にはたとえ書契を受け取ろうとしても國の面子が立たないので、再び機会がありません。その日が来れば断固書契を受ける道理がありません」¹²として、懇々と説得を試みたが、ついに大院君を動かすことはできなかった¹³。

2. 「自主之邦」についての理解の差異

日本との修好条規への強力な反対世論が起こると、高宗は結局このことについてのそれ以上の議論がもはや消耗的なばかりで、現実的に役立たないという立場を堅持することになる¹⁴。そして「旧交回復論」の立場から¹⁵、尹致賢の上疏で提起された「日本との修交はそれまでしばらく絶たれていた交隣関係の復旧であり、反面西洋に対しては斥邪的立場を固守する(與倭續好 匪洋伊和)¹⁶」という論理により、当時の反対世論を突破することになる¹⁷。

当時朝鮮が日朝修好条規を締結することになる過程には、高宗の決断と朴珪壽の助言、清の勧めが決定的な役割を果たした。その中で、当時国王として日本との条約締結を先頭に立って推進していた高宗の当時の国際秩序についての認識と対応を通して、朝鮮側での主体的努力を理解できると思われる。

日朝修好条規は、朝鮮と中国の伝統的関係が破壊され、近代国際法秩序に編入されることを宣言する意味を持つものだった。日本は条約文の最初の条項に「朝鮮は自主之邦で日本国と平等な権利を保

く、その国との「関係」が礼に立脚して行われているか否かを重視したという指摘もある(原田環(1997)『朝鮮の開国と近代化』渓水社)。

¹¹ 日本側の書契を受け取ろうという意図の下に高宗が主管して開いていた当時の朝廷会議の具体的な内容に関しては、『承政院日記』高宗12年2月5日、5月10日付で確認できる。一方日本側の書契受け取り問題をめぐる高宗と朴珪壽の主張に関しては、Deuchler, Martina, *Confucian Gentlemen and Barbarian Envoys, The Opening of Korea, 1875-1885* (Seattle and London: Univ. of Washington Press, 1977)pp.17-50; 金容九(2001)『世界観衝突と韓末外交史、1866-1882』ソウル:文学と知性社、163-209頁(김용구(2001)『세계관충돌과 한말외교사, 1866-1882』서울: 문학과지성사, 163-209)参照。

¹² 朴珪壽前掲書「答上大院君」(乙亥(1875)年5月)758頁。

¹³ この時朴珪壽が大院君に書翰を送ったのは、大院君を説得することで朝廷の反対ムードを突破するためのものだった。後日日朝間に交渉が進む間に、呉慶錫が日本側の宮本小一(1836-1916)と森山茂に「現在大院君は引退しているがほぼ全ての大臣が秘密裏に政事を大院君に知らせ、彼の決定に従っている」と言ったのだが、「國の全ての人々が和合しようという気持ちがないのではないか、皆大院君を恐れて思いきって表に出して言えずにいる」と言及した事実はこのような状況をよく示していると言えるだろう。『日本外交文書』明治年間、第9巻、27-39頁、文書番号6 ; 金正明(1966)『日韓外交資料集成』第1巻、東京: 巖南堂書店、102-119頁、189頁、「朝鮮国政府内部ノ和戦両派ニ関スル件」(明治九年二月十三日)。

¹⁴ 「倭(=日本)を抑制することと西洋を排斥することは別個の事案である。今回の倭船の来航が西洋と連合したこととどうして断言できるのか。そして仮に倭が西洋の前触れになってきたとしてもこれにそれぞれ対応する方途があるだろう」『日省錄』高宗13年1月23日。

¹⁵ 「今回ることは日本との過去の友好関係を回復したものに過ぎない。」『日省錄』高宗13年2月5日。

¹⁶ 『高宗実錄』13年1月28日。

¹⁷ このような論理はすでに国内的に強力な基盤を持っていた「日本と西洋は一つ」という論理「倭洋一体論」を多くに意識したものだった。これに関しては朱鎮五(1989)「韓国近代執権官僚勢力の民族問題認識と対応」『歴史と現実』創刊号、ハヌル、36頁(주진오(1989)「한국근대 집권관료세력의 민족문제 인식과 대응」『歴史와 現實』창간호, 한울, 36)参照。

有する」と明示した。朝鮮側は伝統関係の延長線上で認識していたが、日本側の立場は朝鮮や清を侵略しようとする基礎を整えようとするものである¹⁸。日朝修好条規を結ぶ前後に、朝鮮の自主独立問題を取り上げられたが、日本は朝鮮との条約締結前の1873、1875年に、清に官吏を派遣して朝鮮と清の属邦関係と現況、朝鮮との条約に関する清の対応を打診するなどした。

1876年1月10日の森有礼と沈桂芳の会談内容を見るとわかるように、清は朝鮮が属邦であるが、全ての内治と外交は自主に任せることの立場だった¹⁹。このような清の態度は、すでに丙寅洋擾と辛未洋擾当時にも打ち出されたものだった。この時日本は朝鮮を独立国として認め、清と朝鮮との間に存在する「曖昧な宗属的な関係」を明確にしようとしたが、その意図を達成できなかった。

しかし日朝修好条規は朝鮮最初の近代的な条約で、今後伝統的な清との宗属関係をどのように主権平等の万国公法(近代国際法)関係に転換するのかという新たな課題を朝鮮に提起した。当時日本は自主之邦により朝鮮を独立国と認定したという解釈を下し、朝鮮と清はこのことにより朝鮮が独立した主権国ではなく属邦だという点を明確に設定したと判断していた。このような判断の違いは、両国はもちろん朝鮮の国際法的地位を曖昧にし続け、東アジア国際紛争の原因を提供した。

つまり、「朝貢と冊封」、「事大と交隣」の関係として続いてきた中華秩序と、「主権」と「条約」関係、「國家平等観念」と「無政府的な世界」につながる近代国際秩序という、二つのパラダイムが葛藤し、交錯する状況で、「自主国」という概念は、曖昧な解釈の素地を最初から抱えているものだった。実際に朝鮮は、自主国を事大交隣秩序の中で通用されてきた原理、すなわち「外蕃はその内政と外国交際を自主的に行う」という意味で受けとめ、これを交隣秩序の延長として解釈していた反面、日本は自主とはすなわち「独立」を意味するもので、両国は万国公法で言う主権国家であることを認めたのだと解釈していた²⁰。

3. 万国公法体制への積極的編入

李鴻章は琉球併合(1879年4月)直後に李裕元に送った書簡を通じ、華夷論的名分論ではない「万国公法」に依拠して西洋国家との条約関係を強く勧めることとなつた²¹。一方高宗は第二次修信使金弘集の帰国報告(1880年8月28日)を行つた直後、米国と条約を締結する決心を固め、金弘集が帰国時に日本から連れてきた李東仁を国王の「密使」として派遣を決定(1880年9月3日=陽曆10月6日)することになる。つまり、高宗は朝廷会議を経ないまま駐日清国公使何如璋に米国との修交通商条約交渉の斡

¹⁸ Kim, Key-Huik, *The Last phase of the East Asian World Order*, University of California Press, 1980.

¹⁹ 沈: いわゆる属国とは本国の領土内にあるのではなく時期ごとに貢物を進上し我が国の冊封・年号を受ける国を言うものです。もしその国が我が国領土の中に存在するならば関係がないわけはないですが、その国が我が国領土内にないためにその国の内政に関与することはありません。(下略)ビルマは朝鮮・琉球とはまさに別の側面があります。(下略)

²⁰ 金容九(2001)『世界観衝突と韓末外交史、1866-1882』文学と知性社、200-201頁。

²¹ このときの李鴻章の意図は、朝鮮の為政者にあくまでも以夷制夷による「現状維持策」の側面から万国公法を活用することを勧めることで、中華秩序と万国公法秩序の折衷と同居を模索したと言える。これに関しては姜相圭(2007)『19世紀東アジアのパラダイム変化と帝国日本』ノンヒョン(강상규)(2007)『19세기 동아시아의 패러다임 변화과 제국 일본』(2007)の1章; 姜相圭(2007)『日本の琉球併合と東アジア秩序の変動: 韓半島との政治的関係を中心に』『地方史と地方文化』10巻1号(강상규)(2007)『일본의 유구 병합과 동아시아 질서의 변동: 한반도와의 정치적 관계를 중심으로』『지방사와 지방문화』10권 1호)を参照。

旋を要請するように、李東仁に特命を下したのである²²。

そして『朝鮮策略』などに関する議論を朝廷会議に付して、「昨今の朝鮮の排外政策が朝鮮を孤立無援の立場に陥らせてるのであり、朝鮮の伝統的な慣例となってきた柔遠之義の意味に照らしても、むしろ彼らと友好的な関係を定めていくことが、今後の朝鮮にとって望ましい」だろうという結論を暗黙のうちに誘導した²³。のみならず、主要大臣らに『朝鮮策略』を読んでこれについての立場を明確に示せという異例な要求をすることで²⁴、米国との条約締結についての同意を文書形式で受け取った²⁵。以後高宗は1881年1月李容肅を清に派遣して、自らの対米修交意思を李鴻章に伝達し、門戸開放政策を推進する過程で予想される事項を8項目の「請示節略」に整理して諮問を求める一方²⁶、対内外的な自強政策の準備に没頭することになる²⁷。

大院君勢力の強力な政治的影響力、朝野に澎湃としている根の深い華夷観念、朝鮮の儒教的な政治志向から発生する王権への伝統的な牽制構造などにより、高宗は対内外的に異なる政治的選択肢を見出せずにいた。ところが、こうした最中に第二次修信使金弘集が日本からもたらした『朝鮮策略』に込められた戦略的価値に注目した高宗が、一方で『朝鮮策略』の議論を公論の場へ引き出すことで政策転換の不可避性を訴え、もう一方で対米修交方針を確定し、中国にその斡旋を要請する姿勢を示すことになる。

李鴻章とシューフェルト(Robert W. Shufeldt, 1822–1895)の間に朝米修交条約の交渉がまさに進行中だった1882年2月17日(陽曆4月4日)²⁸、問議官という名称で魚允中(1848–1896)と李祖淵(1843–1884)を清に派遣する中で、高宗が下す指示は当時の高宗の意図を明確に垣間見せてくれる。

王が指示するには「事大の節目は当然誠意を尽くして行わなければならぬが、形式にこだわって百姓(民)と國に害を及ぼすことは過去にそうだとしてそのままできない。使臣の派遣問題と北道の互市問題は一つ一つ總理各国事務衙門と通商大臣(=李鴻章)と議論し、便利にするように努めるだろう。また指示するには、「日本とはすでに開港し通商を許したが、中国についてはまだ海禁を固守しているので、親中国の意にそむく。中国は我が國にすでに数港を開港し互いに貿易をしながら支障なく往来することで尽力し約束を遵守することについての問題も總理各国事務衙門と通商大臣と議論するだろう。また指示するには、「近來外国が我が

²² 『清季中日韓関係史料』第2巻、437–447頁、文書番号342。

²³ 『承政院日記』高宗17年9月8日; 『日本外交文書』明治年間13、394–396頁、附記2、「国王大臣対話書」。

²⁴ 『修信使記録』『諸大臣獻議』189頁。

²⁵ 「今日世界各国が全て連合し力を合わせ、他国を軽蔑するロシアの威勢を阻止しようとしない国がありません。まして我が国は海に通じる要衝地に位置していながらもひとり頼むところがなく、連合はよい計策であるといえ、悪い計策とはいえません」『修信使記録』『諸大臣獻議』189–190頁。

²⁶ 『清季中日韓関係史料』第2巻、461–469頁、文書番号353-1、353-2; 一方高宗の支持を受けた李容肅の清での活動と清に提出した8項目の諮問「請示節略」内容に関する詳細な議論として、宋炳基(1985)『近代韓中関係史研究: 19世紀末の連米論と朝清交渉』ソウル: 檜國大学校、126–131頁(宋炳基(1985)『近代韓中關係史研究: 19世紀末의 聯美論과 朝清交渉』서울: 檜國大學校, 126–131); 具仙姫(1999)『韓國近代對清政策史研究』ソウル: 慧眼, pp.25–37(具仙姫(1999)『韓國近代 對清政策史研究』서울: 慧眼, 25–37); 金容九前掲書(2001)、307–310頁を参照できる。

²⁷ このとき推進された高宗の改革政策に関しては、姜相圭(2008)『19世紀東アジアパラダイム変化と韓半島』ソウル: ヒヨン(강상규(2008)『19세기 동아시아 패러다임 변화와 한반도』논형)、3章と4章参照。

²⁸ 李鴻章とシューフェルト間の朝米条約締結交渉に関しては、宋炳基前掲書、222–242頁; 金容九前掲書(2001)348–363頁参照。

国をうかがおうとする意思があるというが、前もって緻密な対策を立てていないことはないので、通商大臣と天津にとどまっている(朝鮮側)使臣(=領選使の金允植)と議論し、国家に有益なあらゆることについて格別に講究し確定するだろう²⁹。

すなわち高宗は、前から伝わってきた事大字小の礼の観念は尊重しなければならないが、現在の状況に照らして不適切なものはただすべきであり、日本とも通商修交する時に、さらに格別な関係である中国ともっと自由に交易が行われることは、「親中国」の観点からも望ましいということ、そして国家に有益なことを徹底して講究し、清側と緻密に協力していくことなどを指示しているのである。これによると、要するに高宗の構想とは、朝鮮が現在内と外で直面する政治的危機を突破するためには、「親中国」の立場を可能な限り積極的に活用しないわけではないが、清との関係もあくまでも万国公法的秩序に合わせて再定義していくものだと言えるだろう。

すでに前述の通り、高宗は対外政治情勢に関する情報に关心をもって接するようになり、朝鮮にとって清が依然としてもっとも重要な国でありながらも、すでに現実的に世界の中心ではないという認識を持っていた。このような状況で前に紹介した李鴻章の書簡などの事例にも表れているように、清が朝鮮の内治と外政の「自主」を尊重するという立場(貴國政教禁令悉由自主 此等大事豈我輩所可干預)を堅持しながら、朝鮮に互恵的な関係強化を強調するほど³⁰、高宗はこれが一方で清の戦略的態度であることを意識しながらも³¹、現実的に清を一種の後援者として最大限活用しながら、米国を始めとする西洋国家との条約関係を推進し、清との関係も万国公法的秩序によって再定義していく、対内的に差し迫った開化自強政策に着手しようとしていたのである。高宗は大体において今まで述べた認識論的基盤の上で、対的には新しい政治機構である統理機務衙門を設置して、対外的には伝統的中華秩序の枠を越えて、「自主的」外交の推進に努力を傾けていたのである。

高宗が、万国公法的秩序下に中国関係の再定義を構想していたということは、1881年11月の統理機務衙門の機構改編で、二元的に対外関係を担当していた事大司と交隣司を、同文司一つに統合する措置を取ったことにそのまま現れる³²。以後天津に行った問議官魚允中は、朝鮮の清への「事大形式の

²⁹ 『承政院日記』高宗19年2月17日、酉時、「上曰 事大之節 益當親格 而其拘於文具貽弊民國者 不可以安於舊例而止 使價及北道互市事 一一就議於總理各國事務衙門及通商大臣 務歸便宜也 上曰 既許日本開港通商 而於中國則尚守海禁 有乖親中國之意 中國與我國 已開各港 互相貿易 無碍往來 勉遵約束之意 亦就議於總理各國事務衙門及通商大臣也 又上曰 近來外國 有窺伺之意云 不可不先事綢繆 往議於通商大臣及留津使臣 凡有益於國家者 各別講確也」;『高宗実録』同日条; 魚允中『從政年表』ソウル:国史編纂委員会、1971、128-129頁(魚允中『從政年表』ソウル:國史編纂委員会、1971、128-129)。

³⁰ 『高宗実録』16年7月9日;『龍湖閑錄』第4巻、23冊、「直隸總督文淵閣大學士 李鴻章抵橋山李相國書」;『清季中日韓關係史料』第2巻、368頁、文書番号309-2。

³¹ このような観点から第二次修信使金弘集の帰国報告時、高宗は「彼ら(=中国人)がたとえ我が国と一緒に心を共にして力を合わせようというが、これをいったい深く信じられるだろうか。間もなく我々も富強之術を行うことが求められるのみだ。」と述べた。

³² 『承政院日記』高宗18年11月9日条、11月24日条; しかしこの時の機構改編が行われる以前の時点でも、高宗が中国との関係を伝統的な方式通り続けていこうとしたのではなかったものと思われる。高宗が1880年冬に統理機務衙門を作り、事大司と交隣司を初めて設置した時から、「新設衙門節目」の「第15項」に表れているように、この二つの組織の運営者を公式的に兼職するようにしていたという事実は、このような高宗の意図が暗黙のうちに反映されていたと考えられる(『高宗実録』17年11月21日)。すなわち国内外的に非常に劣悪な政治的与件のもとで政策転換を模索していた高宗としては、現実的に既存の中国との伝統的な関係をいかなる方法であれ積

廢棄」を主張することになるが³³、これも今まで述べたような高宗の構想によるものだった。

III.清の自主権侵害と朝鮮の対応

伝統的国際秩序の中心だった中国が、西欧勢力の衝撃で揺れている状況といえども、中国は朝鮮に対して依然として伝統的優位関係を放棄しようとしておらず、むしろ別の面での弱勢を朝鮮で補完しようとするように、宗主権をさらに強めようとしていた。1882年朝米修好通商条約締結により、朝鮮は新しい国際秩序に能動的に入っていくこうとしたが、清は壬午軍乱を理由に出兵して、朝鮮の内政までも直接的に干渉しようとした。名分による事大関係のかわりに、力による事大関係を推進したのである。こうして内政外交は自主という伝統が消え、この時から根本的に新しい次元を迎えることになった。

この変質が具体的に反映されたのが、1882年10月に締結された朝清商民水陸貿易章程である。これは伝統的な朝貢関係に基づく両国通商関係を近代的な商民貿易に移行させようというもので、名称から条約(treaty)ではない章程(regulation)であるとして格を下げた。章程の前文には、既存の朝貢体制の維持、年号冊暦使用、冊封関与などによるかつての属邦規定と、「超最惠国民待遇権」を通じて、各種権利を他の条約国より優先するよう強要する新しい属邦規定を明文化した³⁴。この章程は清の対朝鮮政策の一環として主張され、強要されたものだった。清が伝統的に認めてきた宗属関係をこの時期に至ってあえて明文化したのは、朝鮮にすでに進出しているか、これから進出しようとする列強にその点を周知させる必要があったためである。

清は「章程」に基づいて、各種の経済的利権を奪取するのと同時に、朝鮮の海防権を奪い、日本軍が撤収した後、朝鮮半島に生じた力の空白を北洋艦隊が埋めることになった。朝鮮に駐屯した吳長慶と袁世凱は兵権を掌握し、財政顧問として派遣された陳樹棠は財政権を掌握、李鴻章が派遣したメンドルフは海關を掌握したのみならず、外交まで掌握しようとした。壬午軍乱以後「事大以礼字小以徳」という清韓宗属関係の儒教的・道徳的精神と基盤は破壊され、清の対朝鮮政策は可能な全ての手段と方法で、外交上、経済上、戦略上の特権と利益を追求する帝国主義的性格に変質した³⁵。

このような状況について、金允植は中国との事大関係を維持しながら同時に米国と国際法的な関係を樹立するということが、むしろ「両便」または「両得」だと理解していた。彼は清が朝米修好通商条規第1条に朝鮮が清の属国であることを明記しようとするとき、これを、

「弊邦は中国に対しては属国だが、各国に対しては自主だとすることが、名分が正しく順当な道理に合い、実

極的に活用しないわけにはいかず、従つて中国との友好的な関係を維持しながら国内外的に可及的・安定的な変化を誘導していくため、形式上であれ事大司と交隣司という二元的な対外機構を作ったものと考えられる。
³³ 魚允中は清國の周馥(1837-1921)との会談で「過去の事大典礼を廃止し、自強を図ることが今日の計策(為今日計、只守旧典、恐不如自強而拱衛上国也)」になるだろうとして、事大形式の廢棄を要請することになる。『清季中日韓関史料』第2巻、591-592頁、文書番号417-1。
³⁴ 韓国国会図書館『旧韓末条約彙纂 下』1970、392-400頁。
³⁵ 鄭容和前掲書、201-202頁。

際と理致のいざれにも好都合であると言えます³⁶。」

と同意した。そして高宗には、清が朝鮮を属邦だと言いながら、列強が侵略する場合、これを救援しないのなら、天下の笑い者になるだろう、自主権があることを記載しておけば、各国との平等権を享受でき、双方にとて得になると述べたのである³⁷。

彼は朝鮮が中国の属邦であることを認めるといつても、自主権まで奪われるのではなく、むしろ各国が朝鮮を無視できないだろうという、実利を得られると考えていた。つまり、「属国」と「自主」はなんら矛盾なく共存し、むしろ都合がよいということである。魚允中の場合も、日本人との対話で、朝鮮が独立国だと言うと、自主は可能だが独立は正しくないと批判していたという³⁸。しかし実際に情勢が進行する過程において、このような両便論は結果的に東アジアにおける国際紛争を招く契機となった。彼らが持っていた清への安易な認識は、結局清が朝鮮を実質的属邦政策で追い立てる中で、対処する能力を喪失したと言える。

自主と独立が一致した概念として認識され始めたのは、主権概念を積極受容した、いわゆる文明開化論者によってであった。彼らは万国公法(近代国際法)に関する知識を積極的に摂取し、朝鮮の自主独立は、清の宗属から脱しなければ決して成し遂げられないものだと考えた。彼らの主権概念の受容は、中国・日本と同様に、一次的に米国宣教師ウィリアム・マーティン(W.A.P. Martin, 1827-1916)が漢訳した国際法書籍『万国公法』(初版1864年)などを通じてであったが³⁹、清からの自主独立への強い意志を持つようになったのは、1882年壬午軍乱後の清の介入が朝鮮の自主的開化に妨害になると判断した上、壬午軍乱以後修信使として日本を訪問して、明治維新の成果を直接目撃し、日本をモデルとした近代化政策に確信を持つようになってからと思われる。

壬午軍乱以降、文明開化論者にとって最大の懸案は、このような清の実質的属邦政策に立ち向かい、どのように万国公法の論理を援用して打破するのかということだった。「就新自立」を企図する開化派にとって、宗主権を実質的に行使しようとする清は、今や主敵になり、甲申政変はまさに清のこのような帝国主義的対朝鮮政策への反発の性格を帶びることになる。

甲申政変で開化派は「朝貢虚礼を廃止して、大院君を急ぎ帰国させること」を政令として掲げた。このことはついに独立論を提起したものとして、歴史的意義を持っている。ここで核心は、清からの自主権の回復からどのように一歩さらに進み、独立を達成できるかにあった。実際に高宗は、清が大院君を拉致して壬午軍乱を鎮圧してくれたことで権力に復帰したが、軍隊駐屯を媒介に加えて内政干渉に不快感を表わしていた。

しかし独自の力を持ち得ない朝鮮として、清の圧力から脱する道は、別の外国勢力の力を借りるほかなかった。しかし問題はその後にその外国勢力が朝鮮の主権を侵害しないという保障がなければならなかつた。開化派はその対象を日本に求めたが、日本の意図が純粋に朝鮮の独立を保障してくれることと

³⁶ 金允植『陰晴史』52-53頁。

³⁷ 同上、57-58頁。

³⁸ 『清季中日韓関係史料』第2巻、文書番号417。

³⁹ オ・ヨンソプ(2004)「開港後万国公法認識の推移」『西欧文化の受容と近代韓国』太学社、122-123頁(오영섭(2004)「개항후 만국공법 인식의 추이」『서구문화의 수용과 근대한국』태학사, 122-123)。

考える場合は稀だった。結局開化派は日本の武力に依存して政変を起こしたが、これは国民に否定的認識だけを残し、惨憺たる失敗だった⁴⁰。しかし甲申政変が失敗した後、「独立」を再び口にする人がなくなり、そのかわりに中立化論を含め清の役割をある程度認定する線で自主を追求しようとした⁴¹。

甲申政変が失敗すると、朝鮮における清の支配はさらに強硬になった。甲申政変の事後処理で結ばれた天津条約(1885年4月18日)により、日清両国はそれぞれ軍隊の撤収に合意したが、清は内政干渉を強めた。これに対して、高宗はロシアとの密約(1886年8月)を推進したが露見し、英國は巨文島を占領し、清は高宗を牽制するため大院君を帰国させて、1885年11月袁世凱を駐箚朝鮮総理交渉通商事宜という職責で派遣した。

袁世凱は朝清間の外交通商問題を扱う本来の職責を越え、清制の維持、總理衙門北洋大臣の証拠書信にこと寄せて、あらゆる大小国政に関与した。彼は朝露密約説を口実に、高宗を廢位して大院君の孫を新国王に擁立することで、大院君を摂政復帰させ、強力な親清政府を構成するという計画を公然と語った。袁世凱の権勢により、朝廷の全ての施策は事前にまたは即刻彼の耳に入り、大部分の官僚が高宗よりは袁世凱にへつらい、彼の命令に従った。當時清国との伝統的な関係の変質と袁世凱の横暴は、朝鮮の多くの為政者の不満を買っていた⁴²。

朝鮮をめぐる国際情勢も清に有利にめぐっていた。米国・英國・ドイツ・ロシアは、朝鮮の現状維持を上策とし、積極的な介入を自制し、日本も清を仮想敵国と想定して軍備拡張に専念しながらも、朝鮮が独立国だという点を堅持していたが、積極的に政治問題化しなかった「消極的独立論」を設定しながら、西洋との不平等条約改正に力点を置いていた⁴³。要するに、朝鮮半島で甲申政変以後清の勢力の優勢が確保される条件が、朝鮮内外で同時に造成されていた。朝鮮政府の課題は、この宗属関係を表面上認定しながらも、実際にはどのように自主的外交を実践するのかということだった。

それについて高宗は、外交部署だった統理交渉通商事務衙門を経ずに、内衙門を通じて米国とヨーロッパに外交使節を派遣した。そのうち、米国に赴任するのに成功した朴定陽一行は、すでに約束していた三端さえ背き、清の圧力を無視して独自の活動をしていた。これは高宗が示していた清の自主権侵害への対応だったと言える。

このような時に、外交顧問デニーは『清韓論』(China and Korea, Kelly and Walsh, Ltd., Printers, Shanghai, 1888, 2)を著した。この『清韓論』は、当時の朝鮮の国際的地位についての言説を示す非常に重要な象徴的文献である。高宗をはじめとする朝鮮の為政者は、清の不当な振舞に不満を持っており、デニーはこれを国際社会で争点化して、朝鮮の自主独立への国際的支持を誘導しようとした。

『清韓論』の出版は、直ちに朝鮮の属国論争を引き起こした。『チャイニーズタイムズ』(Chinese Times)は、デニーが不純な動機でこの冊子を出版したとして、清国の論理に立脚して清韓関係史についての記事を掲載した。デニーは上海で発行された『デイリーニュース』(Daily News)との対談で、自ら

⁴⁰ 朱鎮五(2003)「1884年政変の政治体制改革構想」『歴史と現実』47(주진오(2003)「1884년 정변의 정치체제 개혁구상」『역사와 현실』47)。

⁴¹ 朱鎮五「19世紀後半文明開化論の形成と展開」(주진오「19세기 후반 문명개화론의 형성과 전개」)前掲書(2004)太学社。

⁴² 具仙姫前掲書。

⁴³ 高橋秀直「1880年代の朝鮮問題と国際政治」『史林』1988。

の主張を補充した。

これに対して外交顧問としてデニーの前任者だったメレンドルフがデニーの『清韓論』への反駁文を書いた。『清韓論』をめぐるデニーの行動は、当然清の怒りを買い、このことは朝鮮の対露関係に過度に関与して解任されたメレンドルフに朝鮮復帰の希望を抱かせた。そこで彼は『清韓論』への反駁文をい加減な内容ながら英文で作成し、朝鮮は歴史的にも現実的に中国に朝貢を捧げる属国である事を強調し、中国側の立場を擁護した。

このように清が朝鮮の属邦問題を強く打ち出していたのは、1882年壬午軍乱以降清が朝鮮に加えていた露骨な隸属化の結果だったとも言える。朝鮮に駐屯していた清軍は、朝鮮の自主化の動きに水を差して、従来の朝貢体制水準を越え政治的・経済的に完全な属国にしようとしていたのである。

主権概念についての理論的な受容と活用は、俞吉濬の『國權』(1888-89年推定)に見出せる。俞吉濬がこの文章を書いた理由は、壬午軍乱以後清が朝鮮に直接的、強圧的に宗属関係を強めようしていいた時に、近代国際法の主権平等原理に立脚して、朝鮮が自主独立国であることを立証するためだった⁴⁴。清からの独立を第一の目標に掲げ、「就新自立」を標榜しながら敢行した「開化党」の甲申政変が失敗すると、清は強大な軍事力を背景に内政干渉を一層強めた。西欧列強と主権平等の近代国際関係と、清との宗属関係が二重に作動することになると、1888年頃メレンドルフとデニーを中心に、朝鮮の国際法的地位についての論争が発生し、この時俞吉濬は朝鮮の立場を「両載体制」と規定し、朝鮮の自主的地位を弁護した⁴⁵。

IV.日清戦争と日本の「朝鮮独立論」虚構性

1894年朝鮮政府は農民戦争を自力で鎮压できないと、清に軍隊を要請する。日本は天津条約に基づき、朝鮮に派兵した。この時日本が清と戦争を始めた理由の一つが、まさに「自主の國朝鮮」という条約を遵守するため、属邦を闡明している清から朝鮮の独立を守らなければならないというものだった。日本は朝鮮の清への隸属を、日本の「生命線」の危険と受け止めていた。清が朝鮮に出兵し反乱から属邦を保護するという名分を掲げると、日本は1894年6月7日、朝鮮国を貴国の属邦と認めていないとし、清に抗議した。

また、清軍が牙山から出した布告文で、「属国」「藩属」などの用語を使用し続けると、これを口実に朝鮮政府にも抗議した。清軍の属邦闡明は、日本が追求する朝鮮独立論を否定したものゆえ、清の兵を朝鮮から国境の外へ追い出さねばならないという大義名分を掲げた。すなわち朝鮮の独立を認定している日本は、その独立を保護する義務があるために、属邦保護を名分とする清軍の即刻撤兵を要求し、これに応じなければ兵力で撃退させると闡明したのである。そして「戦争を断行しながら、朝鮮政府に対して、朝鮮から清軍を退去させることにより、貴政府(朝鮮)は守約の義務を果たすこと」を強要し、朝清

⁴⁴ 鄭容和前掲書、171-172頁。

⁴⁵ 原田環(1985)「1880年代前半の閔氏政権と金允植」『朝鮮史研究会論文集』22; 金鳳烈(1989)『俞吉濬開化思想の研究』慶熙大学校博士学位論文(김봉렬(1989)『유길준 개화사상의 연구』경희대 박사학위 논문)。

商民水陸貿易章程の廃棄も要求した。

このような日本の名分は、日清戦争を行う過程でも何回も強調された。1894年8月20日（陰暦7月20日）日本の特命全権公使大鳥圭介と朝鮮の外務大臣金允植の間で署名された「暫定合同条款」でも、「日本政府は、素と朝鮮を助て其の独立自主の業を成就せしめることを希望するに因り、将来朝鮮国の独立自主を鞏固にする事宜に関しては、両国政府より委員を派し会同議定すべし」とした。また8月26日（陰暦7月26日）の軍事同盟のための条約でも、その最初の条項に「此盟約は清兵を朝鮮国の境外に撤退せしめ、朝鮮国の独立自主を鞏固にし日朝両国の利益を増進するを以て目的とす」とし、これを根拠に日清戦争で所用の物資を朝鮮政府が負担させた。

さらに日本は清との戦争において、その名分を先占するという意味で、朝鮮自身が内政改革と自主独立を闡明するようにする必要があった。これについて井上公使は20箇条の改革案を朝鮮に要求したが、その第20項に「独立の基礎を鞏固にし、右のような内政改良のため必要な事項を国是として定めること」を提示した。このような要求に応じて、1895年1月7日（陰暦12月12日）、高宗は誓告文と洪範十四条を国内外に頒布した。その日高宗は王太子と臣下たちを率いて宗廟に行き、国の自主独立の基礎を鞏固にし、近代的な改革事業を継続して推進するという誓約を行った。この誓告文と洪範十四条の内容は、大きく分けてみると、国外的に清からの自主独立を闡明し、国内的に改革事業を継続して推進するという意志表明であると言える。

結果的に朝鮮は清との宗属関係の変質により、自主と独立の間で「曖昧な位置」にあつたが、日清戦争で日本の勝利により「独立国」になった。下関条約第1条に、「清国は朝鮮国の完全無欠なる独立自主国たることを確認す。因て右独立自主を損害すべき朝鮮国より清国に対する貢献・典礼等は将来全く之を廃止すべし」とした。日本は今や朝鮮から清の干渉を排除して、朝鮮への独占的な支配を実現するため、保護国化政策を推進する事になった。そのことは過去清が欲しいままにしてきた自主権の侵害よりさらに激しい外圧を意味した。

V. 結語

朝鮮後期の外交形式は、朝鮮前期の対明関係と同じもので朝貢と冊封を根幹とする事大外交であったが、朝鮮の領土や政治的自主権は完全に保障された。外交の形式面から見るならば、清の皇帝と朝鮮の国王の間は天子と諸侯の関係にあったといえたが、実際の内容において朝鮮はほぼ完全な独立国の地位を持っていた。歴史的に韓中関係はこうした二重の性格を持っていたのである。

19世紀後半、朝鮮政府の課題は、こうした二重の性格から脱して、自主独立となることだった。しかしその過程は非常に険しいものだった。具体的な方法についての朝鮮政府内の論議が、さまざまな形態の政変として表出した。ところが、ここで重要なことは、当時高宗の積極的な介入によって、清の実質的支配関係樹立の試みから脱そうとする努力が展開されていた点である。成功しなかつたが、すでに列強との条約締結で朝鮮が独立国として認められたという前提のもとに清の属那化を阻止しようとしたのは、歴史的に意味を持つものだった。

日本は、清が朝鮮の属邦であることを掲げて、自らは朝鮮の独立を後援する存在と強弁してきた。しかしそのことは、あくまでも朝鮮を手強い相手だった清から分離して、侵略を容易にしようという意図にはかならなかった。日本の朝野が支援した甲申政変の場合、独立という理想があつただけで、それを実現する国際的、国内的条件は何も備わっていなかつた状態だった。その結果、かえつて清が朝鮮の国権をさらに侵害することになる結果を招來し、さらには日本にも賠償しなければならない結果を招いた。日清戦争の場合にも同様に、清の属邦論を除くことは名分ばかりで、前よりさらに強力な支配体制を構築しようとしたに過ぎない。

1895年に結ばれた下関条約は、朝鮮を排除したまま、清と日本の間で締結されたものだった。事実上朝鮮において清を除く全ての国家との関係で、すでに朝鮮は独立国として認められていた。それゆえ日本が清と争つて朝鮮の独立を得てやつたという叙述は誤りである。さらに、朝鮮の独立認定は、すぐ隣の朝鮮への保護国化政策の出発を意味するものだった。いくら日本側で朝鮮が受けている清の属邦時期を強力だったと説明したとしても、日本が思うままに行つた保護国化政策と植民地支配に比較すれば非常に微々たるものだった。

結局朝鮮の保護国化政策が三国干渉で挫折すると、明成皇后殺害事件という蛮行を犯した日本は、結局俄館播遷でそれまで積んだ功を崩してしまつた。以後高宗は再び親政体制を樹立し、大韓帝国を樹立して、独立門建立推進委員会として出発した独立協会を支援した。以後の展開過程については今後整理することとする。

結局日本が清から朝鮮を救援し、独立国にして近代国家として出発させたという論理は、当時の日本政府の侵略意志を塗り隠している。そして朝鮮の王室と政府が清からの外圧から脱して自主権回復を試みるのはもちろん、独立国としての地位を得るために努力していた痕跡を無視するものである。1905年保護国に転落し、独立国としての地位を奪われ、ついに植民地に転落したのは、まさに日本がそれまで粘り強く主張してきた朝鮮独立論の意図と本質をそのまま描き出していた。

批評文(原田 環)

1. 本論文は、19世紀のウェスタン・インパクト下における朝鮮の国際的動向を、高宗をはじめとする朝鮮内部の動きを中心に検討しようとするものである(I.はじめに)。評者も長年この時期に関心を持っていて、本論文の主要をなす「II. 朝日修好条規と万国公法への転換」と「III. 清の自主侵害と朝鮮の対応」が言及している日朝修好条規、万国公法、朴珪寿(本論文では没年を1876年としているが、陽曆では1877年)、李鴻章と李裕元の間の書簡、『朝鮮策略』、壬午軍乱、両截体制、甲申政変、などは拙著『朝鮮の開国と近代化』(渓水社、1997年)すでに取り上げているので、大変関心を持って読んだ。その結果気づいたことの中からいくつか述べたい。
2. 方法論として、高宗をはじめとする朝鮮内部の動向を中心に検討することは重要な視点であるが、高宗の動向を一貫した形で追っていない。たとえば甲申政変(1884年)における高宗の動向への言及がない。総体的に高宗が外交政策の決定にどのように関わったのかをもっと具体的かつ実証的に明らかにする必要がある。
3. 高宗の対外政策を取り上げた部分にも疑問がある。『承政院日記』高宗19年2月17日条等における高宗の発言について、「要するに高宗の構想とは、……(中略)……清国との関係もあくまでも万国公法的秩序に合わせて再定義していくものだと言える」(35頁)としている。しかし高宗の発言中にある「親中国」は、朝鮮に開国政策への転換を促した駐日清国公使館參贊の黃遵憲『朝鮮策略』(1880年)の一節「親中国、結日本、聯美國」から來たもので、清と朝鮮の宗属関係の強化を意味するものである(拙稿『朝鮮策略』の構成と論理)『芝蘭集—好並隆司先生退官記念論集一』、芝蘭集編集委員会、岡山、1999年)。高宗はこうした「親中国」を否定していないので、彼が清と朝鮮の対等な「万国公法的秩序」の形成を志向したとは言えない。ちなみに、「親中国、結日本、聯美國」は、清への隸属強化(冊封体制)と日本、欧米への開国(条約体制)という両截体制を端的に示している。1895年の洪範十四条の第1条は「親中国」路線を反省するものである。
4. 上記の2と関連するが、朝鮮政府内部の対外政策をめぐる動向が検討されておらず、あたかも対外的に挙国一致的であったかのような印象を与えているが、果たしてそうであろうか? 壬午軍乱から甲申政変にかけての事大派(守旧派)と独立派(開化派)の動向と事大派(守旧派)と清、独立派(開化派)と日本の具体的な関係を明らかにする必要がある。
5. 「事実上朝鮮において清を除く全ての国家との関係で、すでに朝鮮は独立国として認められていた。それゆえ日本が清と争って朝鮮の独立を得てやった」というのは誤りである(41頁)とする一方、「朝鮮は……(中略)……、日清戦争で日本の勝利により『独立国』になった」(40頁)と述べ、矛盾している。両截体制の打破=朝鮮の独立をどのように考えているのか?

批評文へのコメント(朱鎮五)

1. 高宗が甲申政変前後に朝鮮独立論について積極的な立場を持っていたという点は、筆者がすでに2003年4月に発表した「1884年政変の政治構造改編構想」で、1882年11月井上馨が伊藤博文に宛てた書簡をもとに提示したものである。この論文は高宗の構想を中心に執筆したのではないため、必要な場合にのみ高宗の立場を述べたものである。
2. 『朝鮮策略』で示されていた親中国ということは、朝鮮の外交のための論理だったにすぎず、宗属関係の強化とは見ない。当時朝鮮が列強の脅威から自らを支援してくれる勢力として唯一信じられるのは中国しかなかった。従って中国を活用して朝鮮の安保を守ろうという努力は、当時国家を運営する人々にとって当然すべきものだった。
しかし本稿でも明らかにしたように、高宗は絶えず中国の宗主権強化から脱するために努力していた。そして中国がいくら宗主権を強化しようとしても、朝鮮王室の立場は決してそれを受け入れないものだった。当時朝鮮が中国の支配を受けていたと誇張するのは、日本がこのことを名分に朝鮮を侵略し中国との戦争を試みようという目的から出たものだった。
3. もちろん当時の朝鮮の対外政策は挙国一致的ではなく、多様な論理が相互に衝突していた。そのような内容については、既に上に挙げた論文とともに、筆者が2003年12月に発表した「韓国近代国民国家樹立過程での王権の役割(1880-1894)」で扱っているので、参考にしてほしい。そして、本論文の目的は、朝鮮政府内の多様な対外政策論を扱うところにあるのではなかったという点もご理解いただきたい。
4. 韓国語で引用符をつけるということは、その内容に筆者が同意しているのではなく、当時、あるいは現在一部の人々がそのように言っているということを示すためのものである。言うなれば、「いわゆる」くらいになるだろう。筆者は日清戦争で日本の勝利によって独立国になったという論理があるが、このことを受け入れないという意味である。筆者の真意は、まさに「事実上朝鮮にとって清を除いた全ての国家との関係で、すでに朝鮮は独立国として認められていた。それゆえ日本が清と争い朝鮮の独立を得てやったという叙述は間違いだ」ということである。従って矛盾とはならない。